

令和5年第5回農業委員会総会議事録

令和5年5月1日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和5年5月1日(月)

午後3時3開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第28号 農地法第3条許可について

議案第29号 農地法第4条許可について

議案第30号 農地法第5条許可について

議案第31号 農地の競売・公売による買受適格証明について(農地法第5条)

議案第32号 非農地証明について

議案第33号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第34号 農用地利用集積計画の決定について

議案第35号 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

[報 告]

報告第24号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第25号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第6号・第7号)

報告第26号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第27号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第28号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第29号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 金 丸 忠 弘
4 番 久 保 田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	7 番 川 越 定 光
8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実	10 番 川 越 忠 次
12 番 川 越 正 彦	13 番 岡 原 明 美	14 番 持 原 義 信
15 番 小 倉 俊 博	16 番 佐 藤 裕 次 郎	17 番 片 上 英 行
18 番 高 間 秀 一	19 番 川 越 達 也	20 番 前 田 峰 子
21 番 中 村 和 寛	22 番 外 薊 香	23 番 蛭 原 安 徳
24 番 松 田 真 郎		

5. 欠席委員

6 番 川 野 富 男	11 番 長 友 紘 子
-------------	--------------

6. 事務局出席者

局 長	高 吉 哲 生	主幹兼農地調整係長	加 藤 寿 雄
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主任主事	領 家 健 志
次長補佐兼総務係長	長谷川 恒 徳		
総務係主任主事	新 川 竜太郎		
総務係主任主事	吉 田 隆 義		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田 実 

委員 岡 武義 

委員 蛭原 安徳 

午後 3 時 3 分開会

○議長（松田） これより令和 5 年第 5 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、6 番川野富男委員、11 番長友紘子委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、2 番岡武義委員、23 番蛭原安徳委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 8 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 28 号「農地法第 3 条許可について」は 29 件でございます。

議案第 29 号「農地法第 4 条許可について」は 3 件でございます。

議案第 30 号「農地法第 5 条許可について」は 20 件でございます。

議案第 31 号「農地の競売・公売による買受適格証明について（農地法第 5 条）」は 1 件でございます。

議案第 32 号「非農地証明について」は 2 件でございます。

議案第 33 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」は 45 件でございます。

議案第 34 号「農用地利用集積計画の決定について」は 55 件でございます。

議案第 35 号「令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」は 68 件でございます。

以上、審議件数は 223 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、24 万 9,784.46 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、21 万 9,252.46 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 議案第 28 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの 61 番までを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第 3 条許可について御説明する前に、農地法の改正により農地取得の下限面積が撤廃されたため、議案書備考欄の内容について変更がございますので、御説明させていただきます。

まず、農業経験の有無を備考欄に記載することといたしました。この農業経験の有無については、受人の農業経験が 1 年以上の案件は農業経験有りとして表記し、1 年未満を無しとして表記することといたしました。今後、新規就農者の紹介は、この農業経験が 1 年未満の受人を対象に行っていこうと考えています。

また、受人の総経営面積が 0 平方メートルで農業経験が有りとなっている案件は、受人がこれまで親元等で就農していた場合や権利等を設定しないまま農業に従事していた場合などの申請となっております。

次に、総経営面積の記載についてです。農地取得の下限面積が撤廃されたため、総経営面積は許可の要件ではありませんが、権利取得後の総経営面積が 5,000 平方メートルに満たない場合は、参考として、これまでと同様に記載しております。また、市外に耕作地がある案件についても、同様に市外の経営面積を参考として記載しております。

事務局といたしましては、委員の皆様の判断材料となる内容を備考欄や資料等で提供していきますので、法改正に伴う御意見等がございましたら参考とさせていただき、今後の総会で生かしていこうと考えております。

それでは、農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、6名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。

番号59、62、66、76、80、81が該当しますが、基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上検討したため、3条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 備考欄の改正については説明でよく理解できました。農業経験の有無については、恐らく本人の口頭説明や申出で、農業経験の有無を判断されているのかなと思ったんですが、例えば農林業センサスにおける農業者の判断基準をもとに、出荷額や年間農業従事日数の実績の下に、明確な数字で、農業経験の有無を判断するとことはできないのか。親元で就農していた場合や権利等を設定しないまま農業に従事していた場合など、農業経験有無の判断材料は、具体的に決まったものはないのかなについて、お伺いします。以上です。

○事務局（領家） 今回の申請につきましては、申請書記載の農業経験のみになりますので、本人の申出のみで有り無しを記載させていただいております。蛭原委員がおっしゃったとおり、センサス等を今後活用できれば、事務局としても、そのように対応できるか、検討させていただきます。以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページから4ページの67番までを議題とします。

御意見ございませんか。

○1番（日高委員） 65番の件ですが、申請事由が交換のためとなっております。所有権移転は有償となっており、また、交換であれば、相手方が受人となる案件も、議案として上程されないと交換にならないというふうに思いますが、どうなっているのでしょうか。

○事務局（領家） 今回、交換の理由につきましては、既に基盤強化法で交換が成立している分になりまして、本日の総会につきましては、この1件のみとなっております。3月の総会で、指摘された案件に載っている受人から渡人へ譲渡の議案があったかと思えます。以上です。

○1番（日高委員） 交換かつ有償の場合はあるのか。

○事務局（領家） 交換につきまして、個々の有償・無償については、土地に対して何かしらの対価があるかどうかで考えておりますので、土地と土地の交換についても対価があると考えております。そのため、有償と記載させていただいています。

○1番（日高委員） 実際に有償で払っているわけですよね。3条の許可申請に係る売買価格の中で、10アール当たり51万、取引価格が10万という価格が出ておりますが、実際売買による所有権移転が行われているということですか。

○事務局（領家） 今回記載のあります対価が10万円というのが、先の3月総会で、利用集積計画に基づく所有権移転が20万円払われており、残りの土地とお金10万円ということで、今回10万円と土地で交換ということになります。記録としては、土地と土地の交換プラス20万円と10万円という金額が動いているようです。

○事務局（高吉） 恐らく今回の交換というのは、20万の対価の土地と10万の対価の土地の交換であったと思われます。ただ、その場合、税務署等と協議をした場合、交換に該当しない場合があります。その場合は、その10万円分について、税務署等は贈与とみなす場合がございます。もっと大きな土地とか大きな対価でやった場合は贈与税が発生する場合がございますので、この場合、対価をきちんと20万の対価と10

万の対価の土地ということで双方が決定され、また評価もそういう土地であったと思われ、交換した土地プラス現金の10万円については売買分というふうな整理であろうと、考えております。

○議長（松田） よろしいですか。

○1番（日高委員） はい。

○議長（松田） それでは、特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの71番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページから6ページの76番までを議題とします。

御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 申請番号74番についてお伺いします。今回、法改正で初めて5反以下の農地の取得が可能になる案件だと思いますが、その中で、これは次のページ以降も出てくるんですが、自作地がなく新たに1,055平米の農地を取得して農業を始める3条許可案件で、この申請事由は規模拡大か。ここは新たに農業参入のような表現のほうが分かりやすいのではと思うので、お伺いします。以上です。

○事務局（領家） 74番の案件につきましては、今回、これまで権利を設定されずに農業されていた方になりまして、農業経験としては5年以上あるということで申請を受け付けております。そのため、農業経験の有無については有りとなっております。先ほど冒頭で説明させていただいた、新規就農者の紹介については、ここの農業経験の有無が無しの方で、農業経験がゼロ、1年未満の方を新規就農者の紹介として今後

させていただきたいとお伝えしたところです。こうしたことから、新規就農のためであつたり、類似した文言を使うと、意味が分かりづらくなると思いまして、今回、規模拡大のためとさせていただきました。今後は、法改正されて1回目ではありますので、より分かりやすい文言にできるよう努めていきます。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6ページから7ページの80番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、7ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、8ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第29号農地法第4条許可について、9ページを議題とします。

○事務局(領家) 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号17を御覧ください。

申請人は、宮崎市丸島町に本拠を置く農業協同組合です。申請地は、宮崎市古城町にあります旧南部環境美化センターから南西に約400メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を通路として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、現況のまま利用することで土砂の流出はなく、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 30 号農地法第 5 条許可について、10 ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 76 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市和知川原在住の個人、受人は宮崎市大字大瀬町に本拠を置く土木工事業等を営む法人です。申請地は、宮崎市神宮 3 丁目にあります宮崎神宮駅から北西に約 1.1 キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を露天残土仮置場として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、境界から 1 メートル以上距離を取り土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われれます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に「第 1 種農地」で「一時転用」に該当している案件は、番号 77 です。

次に、番号 78 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市高岡町上倉永在住の農家、受人は宮崎市高岡町上倉永に本拠を置く自治公民館です。申請地は、宮崎市高岡町小山田にあります穆佐小学校から南に約 1.6 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を露天駐車場として利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「既存敷地の拡張（既存施設の 2 分の

1以下)」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲に畔を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

最後に、番号79を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市清武町今泉在住の農家、受人は宮崎市清武町今泉に本拠を置く農畜産物の生産販売等を営む法人です。申請地は、宮崎市清武町今泉にあります清武ジャンクションから西に約300メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を選果場等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当しています。申請地の周囲は農地と接していませんが、境界から距離を取って利用することで土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

その他の案件においても、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第31号農地の競売・公売による買受適格証明について(農地法第5条)、16ページを議題とします。

○事務局(領家) 農地の競売・公売による買受適格証明願について説明いたします。

買受適格証明書は、農地が差し押さえられ、競売や公売にかけられた際に、入札者に対し提出が求められるもので、入札しようとする人が農地法の許可を受けられる人であることを証明するものです。

競売は裁判所が決定して行われるもの、公売は国や市町村など公の機関が行うものを言います。

本証明の審査は、農地法第5条申請と同様の許可基準で行います。

なお、総会での承認後の手続ですが、承認後、入札者が買受適格証明書を持って入札し、最高価格での買受人となった場合は、農業委員会に5条の単独申請を行います。農業委員会は会長専決で許可を行い、後日総会で報告する流れとなっております。

それでは、番号2を御覧ください。

申請人は、宮崎市村角町在住の個人です。申請地は、宮崎市村角町にあります東大宮中学校から東に約1キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請人が宮崎市が公売に出している農地を落札した場合、当該地を一般個人住宅兼事務所として利用する計画で申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第2種農地」となります。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲にブロックを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理する計画であることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。立地基準・一般基準を満たしていることから、議案として上程しています。

なお、入札日時は5月23日の午前9時45分からとなっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番(蛭原委員) この案件で2点お聞きします。まず1つは、先ほど言われた5,000

平米以下の農地取得が可能になった人が今後は農家として認められるので、そういう人もこれから先は、公売物件等に応札できるのか。

もう1つは、買受目的が一般個人住宅兼事務所ということは、この時点で農地ではないことを目的にしているというふうに解釈できるため、そうであるなら、農家でなくても買える案件だと思ったので、こういう買受目的の場合でも、農家でないとこの証明は取れないということなのか。その2点をお願いします。

○事務局（領家） 買受証明に関してですが、5,000平米の下限面積が撤廃されたため、世帯で年間150日以上従事など、農地法3条の要件を満たす方でしたら公売に参加できますので、今後も3条と同様の方たちは出てくる可能性があります。

次に、一般個人住宅兼事務所ということなのですが、通常農地が公売に出された場合、買われる方がどのような目的で買われるのかというのを確認させていただき、農地として耕作するためでしたら、農地法第3条の要件を見て、農家の要件があるかを確認します。今回この方は個人住宅と事務所として使うということになるので、その農地は畑以外の目的で使うことになり、転用になります。つまり、転用の場合は特段、農地法第3条の許可の要件ではなく、5条の許可の要件を確認しますので、農家要件がなくても買うことができます。以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第32号非農地証明について、17ページを議題とします。

○事務局（加藤） 非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和27年の農地法施行以前から農地以外の土地で

あること、10年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、2件の案件につきまして説明いたします。

まず、番号10は、登記簿地目が畑であります。跡江の4703番3は、隣地は全て平成29年に非農地判断を行っております。このことから、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれます。

次に、有田の1793番は、現況は10年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。

番号11は、登記簿地目が田であります。現況は10年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。

このことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、4月19日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第33号農用地利用集積等促進計画（案）について、18ページから41ページまでを議題とします。

○事務局（吉田） 議案第33号農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請するため、今回、議案として上程するものでございます。

促進計画による貸借につきましては、18ページの番号67番から41ページの番号

111 番までの 45 件でございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 34 号農用地利用集積計画の決定について、42 ページから 66 ページまでの利用権設定分を議題とします。

○事務局（吉田） 議案第 34 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、42 ページの番号 271 番から 66 ページの番号 312 番までの 42 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 3 件、新規設定が 4 件、賃借権の再設定が 17 件、新規設定が 18 件となっております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

次に、67 ページから 73 ページまでの所有権移転分を議題とします。

○事務局（吉田） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、67 ページの番号 313 番から 73 ページの番号 325 番までの 13 件でございます。

なお、71 ページから 73 ページの番号 322 番、番号 323 番、番号 324 番、番号 325 番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受けた農地の一時貸付けが終わり、売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 35 号令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、74 ページを議題とします。

○事務局（新川） 議案第 35 号令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について御説明します。

昨年来、農業委員会関係法令が大きく見直されています。委員の皆さんにも、活動記録簿の作成など大変な御苦勞をいただきながら、様々な御協力をいただいているところです。

こうした制度見直しの一つとして、毎年 5 月末までに、全委員の前年度の最適化活動の点検・評価を行わなくてはならないこととなりましたので、今回議案として上程させていただきます。

それでは、資料について御説明させていただきます。お手元の資料、A 3 横の別紙 2「令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を御覧ください。

こちらは、全地区の農業委員・推進委員それぞれの目標と実績を記載した一覧表となっております。

表は大きく成果実績と活動実績に分かれております。

まず、表左側の成果実績から御説明いたします。

成果実績については、12 月、3 月の地区別連絡会にて御説明させていただいたとおり、市内全体の目標値を 11 地区ごとの農地台帳の面積と農業委員・推進委員の合計人

数に応じて均等配分したものとなっております。そのため、同じ地区内の委員の目標値、実績値は、同じ数値となっております。

農地集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3つの項目について、実績値を記載しており、農地集積は目標を上回ることができませんでしたが、残りの2項目については、大幅に目標を上回ることができました。

次に、表右側の活動実績についてですが、こちらは、令和4年4月から令和5年3月までの活動記録簿を集計し、年間の合計日数と月当たりの平均活動日数を算出したものとなっております。

昨年度は、月当たりの目標を7日と設定しておりましたが、全委員、目標を上回る活動（平均10.38日/月）の活動を行っていただいております。

一覧表の説明については以上のとおりとなります。

最適化活動の点検・評価は、各委員の活動内容について、総会での意見を求め、その意見の内容を含めた結果を各委員に通知した後に、個人情報をもとに伏せた上で公表を行うこととなっております。

本来であれば、各委員の活動内容について、一人一人点検を行い、意見を求める必要があるのですが、時間の都合もございますので、特に御意見がない限りは、全委員同様の文言を記載した上で通知及び公表を行わせていただきたいと思いますと考えております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 2点お聞きします。1つは、どうしてもこれは議案として提出されるべき案件なのか。もう1つは、活動実績の平均活動日数10.38について、地区別連絡会のときには、ここが10.38だから、令和5年度からは11を目標数値に設定すると説明がありました。もちろん努力はしたいですが、令和5年度の実績が、11日以上になったら、令和6年度の目標は実績に応じてさらに高く設定されるのでしょうか。月当たりの目標活動日数7日だったところが平均8日だったとしたら、ここは8か9でよかったはずなんですけど、10.38になったため、11日に設定するというのは、なかなか大変だと感じます。そのところをお願いします。

○事務局（新川） まず1点目の議案として諮らなければならないのかという点につ

いてですが、議案に記載しております農林水産省経営局長通知に点検・評価の結果を5月までに総会に諮ることと明記されておりますので、来年以降も、毎年5月総会に上程して皆さんの御意見をお伺いする形となります。

2点目の目標日数についてですが、先日御説明させていただいたとおりとなっていて、前年度の活動実績を上回る形で目標を設定しなければならないこととなっております。ただ、年々高くなる目標の達成を目指すとなると、委員の皆様の負担が大きくなる一方ですので、県、国、農業会議等に意見を上げさせていただいております。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第24号は、農地法第4条第1項第8号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数4件でございます。

報告第25号は、農地法第5条第1項第6号・第7号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数10件でございます。

報告第26号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数8件でございます。

報告第27号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数31件でございます。

報告第28号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数2件でございます。

報告第 29 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 7 件でございます。

なお、報告第 24 号、第 25 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第 26 号、第 27 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和 5 年第 5 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4 時 2 分閉会